



苦闘が続くパキスタン労働運動

—社会格差・社会不安・規制的労働法

IMF・JC顧問 小島正剛

プロローグ

このところ、パキスタンでもテロや拉致事件が連続している。

それを承知で現地を訪問したのだが、なんの危惧もなかったわけではない。現地訪問を打診されたとき、筆者はしかし単純に、喜んでこれを受けていた。なにしろ28年ぶりのパキスタンだったこともあるし、現地の労働組合に少しでも役立つのであればそれでよいと考えたのだ。

訪問目的は、国際労働財団（ILO）が、ナショナル・センター（NAF）が、パキスタン労働者連盟（PWF）である、パキスタン労働者連盟（PWF）

F。モハメド・アーマド議長、88万人）と国際労働総連合アジア太平洋地域組織（ITUCAP）との共催の形で支援する、「労使関係セミナー」を手伝うことであった。

出発したのは去る2月28日、バンコク経由でまずパキスタン東部パンジャブ州の古都ラホールに到着。1泊して、セミナー開催地の首都イスラマバードに移動した。当地はアフガニスタンと国境を接する北西部辺境州に隣接している。

セミナーも開始して2日目に、なんと経由してきたラホールで、テロ事件が発生したことを知ったのである。スリランカのクリケット・チームを乗せ、競技場へ移動中のバスが、武装テロ集団の銃撃にあつたのだ。護衛中の警官側に8人の犠牲者を出し、選手若干名が負傷。12人ほどの犯人らがあつ

という間に逃亡したとTVニュースが報道していた。西にアフガニスタン、東にインドと国境を接するこの国のポジションは、中東和平に向けても、もう一つのカギとなっている。

本稿では、こうしたこの国特有の、社会不安や貧困に悩む国情を背景に、労働情勢の有りようについて、見聞したままを報告する。

文民政府に移管したが…

テロはともかく、滞在中に目撃したのは、物価高、生活苦に抗議する市民や労働者の抗議デモであつたし、さらには連日繰り広げられる反政府の政治集会やデモなのであつた。現下の文民政治の不安定要因、または未成熟ともいえるビヘイビアが、市民を苛立たせ



ているように見受けられた。

その背景には鋭い与野党対立の構図があつた。

ざっと振り返れば、かつて軍政時のムシヤラフ前大統領は、その最後期に苦境に陥り、07年10月、ブット元首相やその夫のザルダリ氏らの汚職容疑訴追を取り消す大統領令に署名、両氏との関係改善に踏み切り、延命を図つたのであつた。そしてあろうことか、翌11月には汚職容疑訴追派のチョードリ最高裁長官を解任して、大方の批



苦闘が続くパキスタン労働運動
— 社会格差・社会不安・規制的労働法

判を買ったのである。

そして12月、ブット元首相が暗殺される。

翌08年2月の総選挙では、パキスタン人民党(PPP)とパキスタン・イスラム連盟シャリフ派(PLMN)が躍進し、ムシヤラフ大統領派は惨敗したのであった。

かくして9年ぶりの文民政府として、ギラニ首相を首班とする連立内閣が発足する。そして同年8月、人民党ザルタリ共同総裁とシャリフ元首相が、ムシヤラフ大統領弾劾で合意、ムシヤラフ大統領は辞任に追い込まれたのである。

ところが、チヨードリ前最高裁長官の復職問題をめぐって、第2党のシャリフ派が連立を離脱してしまう。第1党のザルタリ共同代表表らがチヨードリ氏の復職に異を

となえたからだ。理由は明白で、復職すれば自分たちの過去の汚職容疑が問われること必定と判断したからにはかならない。

しかし、同年9月の大統領選では、ザルタリ氏が圧勝した。すると、09年2月になって、ザルタリ氏寄りとみられる最高裁は、シャリフ元首相とその弟のジャバズ・シャリフ前パンジャブ州首相の被選挙権を剥奪してしまった。過去にそれぞれ汚職容疑で訴追された経緯があるなどが理由とされた。

こうした一方的な措置に対しては、与党内部からも一定の批判の声があがっている。野党側がほとんど連日抗議の政治集会や大規模デモを展開したのは、そうした事情があったのだ。筆者が現地に入ったのは、そうした状況のさな

かであったことになる。

その後、3月12日、ザルタリ政権は、シャリフ派や法曹団体のメンバーら数百人を一斉に拘束し、野党弾圧に乗り出した。これに反発した野党側は、南部からの大規模デモを計画、とくに3月16日には首都イスラマバードに集結して、ザルタリ氏に大統領辞任を迫る手筈を整えたから、当局は先手を打ってシャリフ氏はじめ少なからぬ野党側幹部らを、自宅軟禁状態においたのである。

ギラニ首相は、対立激化の導火線となった最高裁の決定を強く批判し、「民主主義を弱め、政治的な和解を遠のかせるもので、非民主的な勢力を益するだけだ」と言明。テロ対策や経済対策に苦慮する現下の情勢の中で、国内対立を容認する余裕はないと批判した。

結論から言えば、こうした批判の中、ザルタリ大統領は、3月16日、チヨードリ前最高裁長官の復職を迫る野党の要求を受入れ、当面の危機は急転回避される格好になったのである。背後にはアフガニスタンと絡めて事態を重視した米政府の働きかけがあったと見られている。

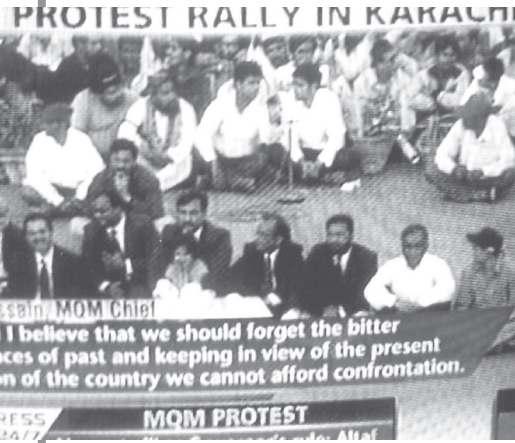
シャリフ元首相兄弟の復権はならなかった。かれらはこれを遺憾としつつも、チヨードリ長官の復職によって、ザルタリ大統領の汚職容疑の追及がなれば、いずれ復権のときはくると見ているようだ。

与党の人民党内にもザルタリ大統領と距離を置くグループが浮上しているとも伝えられ、ギラニ首相もかりに大統領が失脚しても、党は打撃を受けないと冷めた見方をしている。今後、与野党対立の構図は複雑化し、政府の求心力は弱化するとの見方がもつぱらだ。

苦闘続く労働運動

こうした不安定かつ未成熟ともされる文民政治体制のもとで、労働運動が直面する課題はあまりに多様であり、複雑である。

しかし、労働運動は、05年、かつての国際自由労連(ICFTU)傘下のナショナル・センター3組織(APFOL, APFTU, PNF TU)が組織統合を果たし、先に触れたパキスタン労働者連盟(PWF)を発足させて、勤労大衆の権利と利益を守り向上させる意欲を示している。ただ、軍政下での発足であったから、周到な準備が必要



上：政治集会の様相 下：テロを警戒する警官



であったと聞き及ぶ。これには、国際労働運動も実践的な協力をして、連帯の実を示したのである。

この国の労働運動も、長い歴史を生き抜いてきた。イギリス植民地時代の1881年工場法、1926年労働組合法など、今は昔の物語だ。独立後、パキスタン政府が最初に公布した労使関係政策は理想も高く、積極的な目標を掲げるものであったとは、くだんのセミナーにカラチから駆け付け、た長老の説明であった。その後、紆余曲折を経たのは言うまでもない。

いま、文民政治の時代に回帰したといえども、労組を取り巻く環境は好転したとは言えない。もっと言えば、問題の核心には規制的な労働法の不条理がある。

直近では、08年11月、ならん国会審議もなしに国会を通過した労使関係法（IRA）がある。

同年12月、ITUC総評議会はパキスタンに関する決議を採択している。すなわち、IRAが自由で民主的な労働組合の結成を禁じ、全労働力の70%以上の団体交渉権

を否定するもので、ILOの第87号、第98号両条約に違反する。また、国会に上程する前に、労働組合との協議さえもしなかったことは、パキスタンも批准しているILO第144号条約違反である。

また、IRAは、経営者に対し、従業員の雇用期間や処遇条件を一方的に決定する権限を付与していることを非難し、もろもろの違反をILO条約やパキスタン憲法に則して改定するよう要求している。そのため、大統領に対し、ILO条約と憲法の規定に沿って改正をなすよう、同法を国会に送り返すべきだと訴えている。

もう一つの悪法とは

これより先、02年には労使関係条例（IRO）が施行されていて、これまた国際的にも悪名高い。

このIROは、たとえば、労働組合に対し当局への登録を義務付けており、担当の労働組合登録官には絶大な権限を付与している。すなわち、登録官は組合の登録の是非を恣意的に決定することができ、組合の強制的な登録制はいうまでもなく旧イギリス植民

地時代の組合支配の名残である。

登録官はその権限で、さらに、組合の財政を調査し、活動に干渉することもできる。法廷と共同して組合役員の資格剥奪を図ることも可能なのだ。

IROはまた、法廷が、雇用関係の停止に際しては一時金として12・30カ月分の賃金支払いを命ずることが出来ると規定している。経営者にとって「好ましくない」労働者を不当に解雇しやすくしている。不当労働行為に対する労働者擁護は脆弱と言わねばならない。

ストライキ権は認められているものの、その行使には最低二カ月の事前通告など、さまざまな規制がかけられている。平和なピケでも反テロ法（99年）で社会混乱を呼び起こしたと見られれば、当事者らは逮捕拘留され、最低7年、最長で終身刑に処せられるのだ。

さらに、IROは、同じ労働者でも販売目的の製品・サービスの生産に携わる産業労働者のみを対象としており、その他の多くの業種における労組結成や団体交渉を不能にしている。たとえば、鉄道

、港湾、石油・ガス、郵便・電信、電話、テレビ・放送、民間航空

、消防、農業、教職員、病院診療所、幼稚園・託児所、等々と幅広い。

政府は、このIROの撤廃を、国際労働運動やILOと公約したにもかかわらず、いまだに手をつけていない。

止まない組合権の侵害

こうした情勢下、各地における労働者の権利は不当に侵害されるケースが多く、組織労働者も例外ではない。

34年工場法は、工場検査を規定しているのだが、ほとんど遵守されておらず、それをいいことに経



労使関係セミナーに参加する女性活動家達



クルシド・アーメド PWF 書記長と筆者

営者は法に違反し続け、しかも処罰されることがない。

金融業界では、97年銀行法を楯に、組合活動を進める従業員を解雇してはばからず、ILOは同法の改定を勧告している。

女性差別も甚だしい。働く女性組織(WWO)の委員長は、組合の仕事を進めているがゆえに、宗教グループから、「女性の墮落だ」と批判されて久しいという。

かつて非常事態宣言が発せられた時には、多数の組合活動家が逮捕、拘留された。なかには、テロ容疑が理由で長期拘留となったケースもある。法の秩序と市民の権利擁護を訴えたジャーナリストはたちまち拘留され、国際ジャーナリスト連盟(IFJ)の国際的な抗議を呼び起こしてもいる。

教職員が大量に逮捕された経験もある。数年前のことだが、シンド州政府が教職員組合を禁止したからだ。さすがに同州上級裁判所は、州政府の行為を憲法違反とし、教員を解雇した同州文部省の決定を覆したのであった。

また、食品関係の多国籍企業が組合選挙の結果を承認しなかったことに対し、パンジャブ州労働省はこれを違法とし、承認を義務付けた。この選挙は、団体交渉権を行使する組合を選ぶ選挙であった。国際食品労連(IUF)がこの闘争を支援し、最終的に長年にわたる組合員へのハラスメントや脅迫に終止符がうたれた。

PWFの対策は

こうした事例を見るにつけ、何と言つても急がれるのは基本となる労働関係法の改定である。

さる2月に開かれた全国三者構成労働会議は、幅広い議題を論じたが、PWFを代表してクルシド・アーメド書記長は、とくにIRA

の改定について強く迫ったと語っていた。かれによれば、結局時間切れで結論を出すには至らなかつたが、IRAがいかにILO基準から乖離しているかの共通認識は確かめられたという。

この論議を一つのベースに、今後も粘り強く改正への取り組みを展開していくという。背後に国際労働運動、とりわけITUCAPや、日本からの協力が求められるとはかれの強い要請である。その一環としての、今回のセミナーでもあった。

エピローグ

とはいえ、この国の経済危機の克服や経済開発、貧困の廃絶やテロ対策、インフラ整備など、山積する課題が同時並行的に解決される限り、ディーセント・ワークの実現も民主的な労使関係の構築も極めて困難と言わねばならない。

さる2月、北西部辺境州政府は北部マラカンド地域のイスラム原理主義勢力タリバン系武装組織と恒久的停戦で合意したと発表した。その信用度がどの程度のものかは不明だが、一定の前進がなされているかのようではある。

おりしも、さる4月中旬、東京でパキスタン支援国会合が開催され、合計で予想を上回る50億ドル(5000億円)という大規模支援が合意を見た。日本の拠出は10億ドルである。これまでの都市部中心の開発援助がはたして辺境地帯の部族地域にまで届くかが問われよう。汚職・腐敗の土壌をどう浄化し、財源使途の透明性を確保するかも焦眉の急であるだろう。

内外の労働運動は、肅々と連帯行動を推進する必要がある、右の財政支援の二環として、社会的側面、労働法改定や労使関係のインフラ整備、ディーセント・ワークの枠組み作りにも拠出されるよう働きかけるべきと考えるが、如何なるものであろう。

(2009年4月20日記)

●IMF-JC顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF日本事務所に入職以来、JC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)(以上兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ベンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。